

- [トップページ](#)
- [制度の概要](#)
- [公表対象物を調べる](#)
- [関係通知](#)

## 違反公表制度実施消防本部ホームページリンク集

### 重大な消防法令違反の建物を公表する 違反対象物の公表制度のご案内

「違反対象物の公表制度」は、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)をホームページで公表するものです。

※画像はイメージです。



#### 制度の概要

### 違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報(建物名、住所、違反の内容等)です。公表する内容等は地域により異なりますので、詳細は管轄の消防署等にお問い合わせください。

#### 公表対象物を調べる

調べたい建物が所在する地域の都道府県をクリックしてください。

公表制度に係る各市町村又は消防本部のホームページ(リンク集)が表示されます。



## 北海道・東北エリア

[北海道](#)

[青森県](#)

[秋田県](#)

[岩手県](#)

[山形県](#)

[宮城県](#)

[福島県](#)

## 関東エリア

[茨城県](#)

[栃木県](#)

[群馬県](#)

[埼玉県](#)

[千葉県](#)

[東京都](#)

[神奈川県](#)

## 中部エリア

[新潟県](#)

[富山県](#)

[石川県](#)

[福井県](#)

[山梨県](#)

[長野県](#)

[岐阜県](#)

[静岡県](#)

[愛知県](#)

## [近畿エリア](#)

[三重県](#)

[滋賀県](#)

[京都府](#)

[大阪府](#)

[兵庫県](#)

[奈良県](#)

[和歌山県](#)

## [中国エリア](#)

[鳥取県](#)

[島根県](#)

[岡山県](#)

[広島県](#)

[山口県](#)

## [四国エリア](#)

[徳島県](#)

[香川県](#)

[愛媛県](#)

[高知県](#)

## [九州・沖縄エリア](#)

[福岡県](#)

[佐賀県](#)

[長崎県](#)

[熊本県](#)

[大分県](#)

[宮崎県](#)

[鹿児島県](#)

[沖縄県](#)

### 関係通知

[違反対象物に係る公表制度の実施について\(平成25年12月19日付け消防予第484号\)](#)

[違反対象物に係る公表制度における運用について\(平成25年12月19日付け消防予第487号\)](#)

[違反対象物に係る公表制度の実施の推進について\(平成27年3月31日付け消防予第133号\)](#)

[違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について\(平成27年3月31日付け消防予第134号\)](#)

[違反対象物に係る公表制度の実施及び検討状況の調査結果について\(平成28年3月22日付け消防予第83号\)](#)

[違反対象物に係る公表制度のホームページの運用について\(平成28年7月6日付け事務連絡\)](#)

[重大違反対象物管理ソフトの配布について\(平成29年9月26日付け消防予第300号\)](#)

[違反対象物に係る公表制度のリーフレットの配布について\(平成30年1月26日付け事務連絡\)](#)

## 重大違反対象物の調査結果について

「重大違反対象物」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物の、これらの消防用設備等のいずれかが過半にわたって設置されていないもの若しくは機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいいます。

[重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査の結果について\(平成27年10月13日付け消防予第396号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査\(第2回\)の結果について\(平成28年3月22日付け消防予第82号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物に係る調査の結果について\(平成28年12月28日付け消防予第391号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について\(平成29年8月9日付け消防予第239号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査結果について\(平成30年1月4日付け消防予第1号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について\(平成30年7月6日付け消防予第460号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査等の結果について\(平成31年1月16日付け消防予第15号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果等について\(令和元年7月23日付け消防予第94号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査の結果について\(通知\)\(令和2年1月22日付け消防予第16号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について\(通知\)\(令和2年9月16日付け消防予第305号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について\(通知\)\(令和3年9月14日付け消防予第462号\)](#)

[重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について\(通知\)\(令和4年10月31日付け消防予第559号\)](#)

安全・安心な宿泊施設のしるし「適マーク」



## 総務省消防庁

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話番号 03-5253-5111(代表)

[▲ ページの先頭へ](#)

[サイトマップ](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [リンク・著作権等について](#)

© Fire and Disaster Management Agency.

### 総務省消防庁ホーム

#### 報道発表等

[報道発表](#)  
[お知らせ](#)  
[入札公告等](#)  
[パブリック・コメント](#)  
[消防統計](#)  
[消費者事故等について](#)

#### 災害情報

[災害情報一覧](#)  
[緊急消防援助隊の活動写真](#)  
[国際消防救助隊の活動写真等](#)  
[消防団の災害時における活動状況](#)

[安否情報システム](#)  
[東日本大震災関連情報](#)  
[熱中症情報](#)

#### 消防庁の役割

[大規模災害に備える](#)  
[消防・救急体制の充実強化](#)  
[火災予防等](#)  
[地域の防災力を高める](#)  
[国民保護](#)  
[消防防災における科学技術の研究・開発](#)

### 消防庁について

#### 審議会・検討会等

[審議会](#)  
[検討会等](#)

#### 法令

[所管法令](#)  
[告示](#)  
[通知・通達](#)  
[国会提出法律案](#)  
[その他](#)

#### 刊行物

[消防の動き](#)  
[消防白書](#)  
[救急救助の現況](#)  
[地方防災行政の現況](#)  
[全国消防便覧](#)

[消防庁について](#)  
[アクセス](#)  
[消防庁の組織および所掌業務](#)  
[よくあるご質問](#)  
[採用情報](#)

[危険物施設の震災等対策ガイドライン](#)  
[広報素材](#)  
[広報用映像](#)  
[データベース](#)

その他

救急お役立ち ポータル  
サイト

シミュレーションツ  
ール

子供を対象とした消防  
庁に関する普及啓発教  
材

---

[サイトマップ](#) | [利用規約](#) | [免責事項](#) | [著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [ご意見・お問い合わせ](#)

---

## 総務省消防庁



〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 ( [地図](#) )

電話番号 [03-5253-5111](tel:03-5253-5111)(代表) 法人番号：9000012020003

Copyright© Fire and Disaster Management Agency. All Rights Reserved.